

指定(介護予防)短期入所生活介護事業

ショートステイはまなす温泉

重要事項説明書（契約書別紙）

◆◆ 目 次 ◆◆

第1項	事業目的と運営方針	第7項	利用に当たっての留意事項
第2項	事業者の概要	第8項	利用料金について
第3項	事業所の概要	第9項	担当者の変更
第4項	受入基準	第10項	緊急、災害、事故の対応方法
第5項	契約締結からサービス提供 までの流れ	第11項	連携
第6項	サービス内容	第12項	重要事項の変更
		第13項	相談、要望、苦情等の窓口
		第14項	福祉サービス第三者評価

1・事業目的と運営方針

事業目的	事業者は利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営めることができるよう短期入所生活介護を提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。
運営方針	事業の実施に当たっては、「介護のこころは敬愛と感謝」の理念のもと、利用者の意志および人格を尊重して、常に利用者の立場でサービスの提供に努めます。 介護計画に基づきサービス提供に努め利用者が有する能力に応じて自立した生活を営むことができるようお手伝いします。 地域や家族との結びつきを重視し、密接な連携をはかり精神的安定感ある総合的なサービスの提供に努めます。



ショートステイはまなす温泉では100%温泉を使用しております。

泉質：単純泉（アルカリ性単純泉）

①リウマチ性疾患 ②運動器障害 ③神経麻痺 ④神経症 ⑤病後回復期 ⑥疲労回復

2・事業者の概要

法人名称	N I J Oグループ有限会社
代 表 者 名	代表取締役 佐藤 社喜
所 在 地	能代市落合字下谷地 1 7 番地 1
電 話 番 号	0 1 8 5－5 5－2 1 1 3
法 人 設 立	昭和 5 5 年 2 月 2 0 日

3・事業所の概要

①事業所の概要

事業所名	ショートステイ はまなす温泉
所在地	能代市落合字亀谷地 1 番地 8 4
施設長	佐藤 まり子
指定番号	0 5 7 0 2 2 0 2 1 0
サービス提供地域	能代市 八峰町 三種町 藤里町
電話番号	0 1 8 5－8 9－5 2 2 1
開設月日	2 0 1 1 年 1 1 月 1 日
建物の構造	木造 地上 1 階
延べ床面積	8 8 7. 0 4 m ²
交通案内	向能代・落合地区巡回バス『しのめ号』乗車、 バス停「能代温泉」にて降車し北西へ徒歩約 2 分

②設備概要

定 員	4 1 名	医務・静養室	1 室
居室(個室)	7 室	洗濯室	1 室
居室(多床室)	1 7 室	機能訓練室	2 画
食堂	2 画	面談室	1 室
浴 室	一般浴室 2 箇所 / 特殊浴室 1 箇所		

③職員体制

職 種	資 格	常勤	非常勤	業務内容	計
施設長(介護職員兼務)	ヘルパー2 級	1		施設総監督	1
管理者(介護職員兼務)	介護福祉士	1		管理監督	1
医 師	医 師		1	健康管理	1
生活相談員 (内 2 名介護職員兼務)	社会福祉士 社会福祉主事	1 2		相談援助	3
栄 養 士	栄養士	1		栄養管理	1
機能訓練指導員	准看護師	1		訓練指導	1
事 務 職 員	資格なし	1		一般事務	1
サ ー ビ ス 提 供 者	看護師・准看護師		1	健康管理	1
	介護福祉士(内 2 名兼務)	3		介護業務全般	3
	ヘルパー2 級・基礎研修修了者 初任者研修修了者 (内 2 名兼務)	8	7		15
	資格なし	2			2
	その他(厨房等)	1	1	厨房業務	2

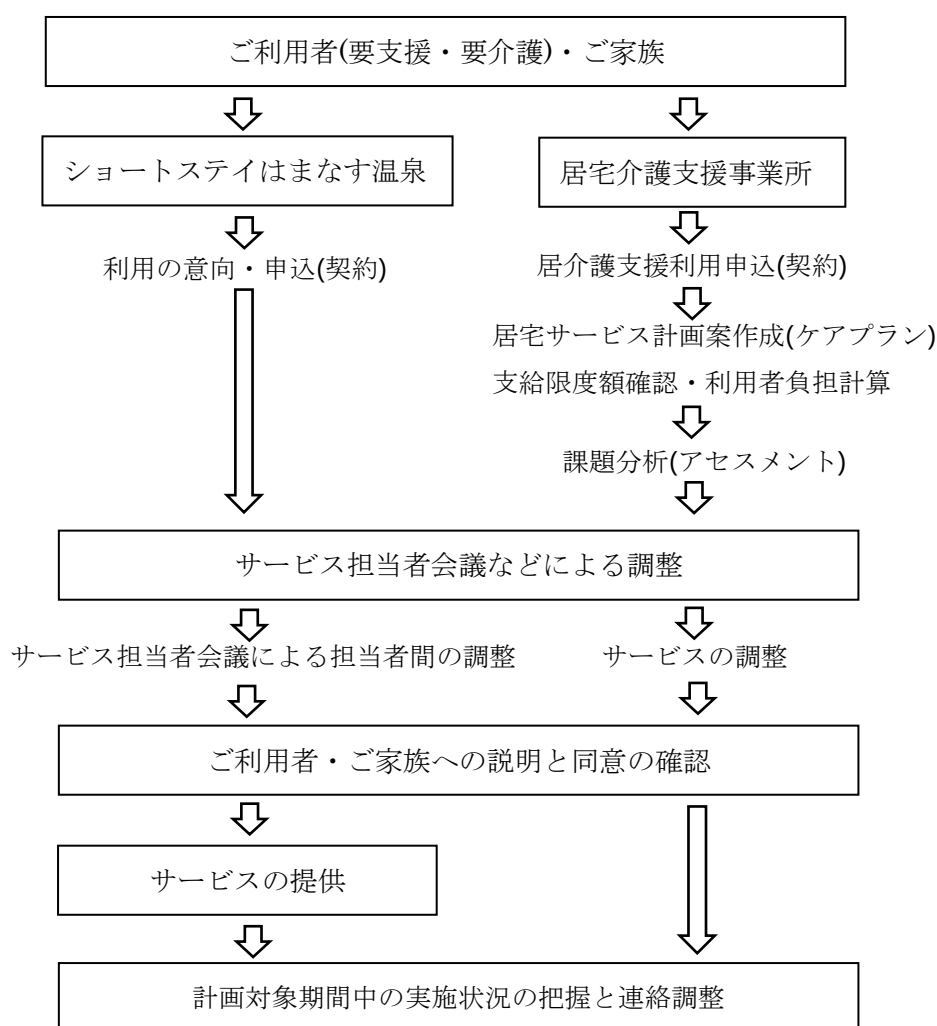
4・受入基準

- ①高度医療措置が必要な方、常時治療や24時間看護が必要な方は受入できません。
- ②他の利用者に暴力、暴言等の危険な行為や他の利用者に迷惑をかける恐れのある方は受入できません。
- ③入居受入時の健康状態が悪いと判断した場合は受入できません。
- ④施設長、看護師、相談員が受け入れ困難と判断した場合は受け入れできません。

5・契約締結からサービス提供までの流れ

- ①ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。

※居宅サービス計画等が作成される前であっても、緊急に必要な場合にはサービスを提供いたします。



- ②要介護認定済みでない方でも入所は可能ですが、介護保険の申請の結果、自立（非該当）と判定された場合には利用料は全額利用者負担となります。また、認定された要支援・要介護度に応じて利用料の一部が利用者の負担となる場合があります。

・要介護認定申請の流れ

1. 申請・・・本人や家族などが能代市役所本庁長寿いきがい課、地域局市民福祉課へ申請します。
2. 訪問調査・・・調査員が家庭などを訪問し、心身の状態を調査します。
3. 介護認定審査会による審査・・・訪問調査の結果と医師の意見書をもとに介護の必要程度を判定します。
4. 結果の通知・・・認定結果を記載した通知書を原則申請後30日以内に通知します。

6・サービス内容

①介護計画の作成

- ・居宅サービス計画に沿って、担当者間で協議し短期入所生活介護計画を作成し、利用者およびご家族に説明し同意をいただきます。

②生活・介護相談

- ・利用者、そのご家族からの生活又は介護に関する相談を受け付けております。

③食事

- ・朝食 7：30 ～ 8：30
- ・昼食 12：00 ～ 13：00
- ・夕食 17：00 ～ 18：30

※入所中のご本人様の希望に応じてパン・ご飯・お粥への変更も可能です。

※原則上記時間に食事を召し上がっていただいておりますが、利用者の心身状態により食事の開始時間の変更も可能になっております。

※原則食堂において、召し上がっていただいておりますが、利用者の心身状態により居室での食事も可能になっております。

④入浴

- ・7日間の利用で、基本2～3回入浴していただいております。ただし、利用者の心身状態に応じて、入浴できない場合は清拭に切り替える場合があります。
- ・100%温泉（アルカリ性単純泉）を使用しております

⑤提供サービス

- ・居宅サービス計画に基づく介護計画に沿って、起床時と就寝時の更衣・排泄・食事・口腔ケア・入浴・体位変換・寝具交換・施設内外の移動の付き添い介助等を行います。

⑥機能訓練

- ・居宅サービス計画に基づく介護計画に沿って、リハビリ内容を確定し、機能訓練区画にて行います。

⑦健康管理

- ・入所中の健康チェックのほか、必要に応じて協力医療機関等で受診することができます。

⑧服薬管理

- ・入所中の服薬管理については看護職員が実施いたします。

⑨特別食の提供

- ・医療上必要な場合等のため特別食を用意しています。
- ただし、特別食に係る費用は別途いただく場合があります。

⑩理美容サービス

- ・理美容に係る費用は別途いただきます。

⑪レクリエーション

- ・施設内において、様々な活動をしております。また、行事によって別途参加費のかかるものもありますが、その際は都度担当よりご説明させていただきます。

⑫連絡

- ・適宜、利用者様に連絡するのと同様の通知をご家族様へも行います。

⑬送迎

- ・ご希望でしたらサービス提供地域に限り、入所時と退所時の送迎も可能です。

7・利用に当たっての留意事項

1) 利用中の留意事項

①面会

- ・平日は午前（９：３０～１１：３０）、午後（１４：００～１７：００）に面会可能です。土曜、日曜、祝日は午前中（９：３０～１１：３０）のみ面会可能です。面会希望日の２日前までにお電話で予約してください。Skype によるオンライン面会にも対応いたしますので、ご希望の場合はご連絡ください。また、感染症等の防止のため一時的に面会を禁止する場合がございます。

②飲酒・喫煙

- ・敷地内禁酒禁煙です。特別な事情のある方はご相談ください。

③金銭・貴重品の管理

- ・施設には金銭・貴重品類は一切持ち込まないようお願いいたします。また、万が一金銭・貴重品類を持ち込まれて紛失などが発生した場合、施設は一切の責任を負いかねます。

④設備・器具の利用

- ・テレビ、ラジオ、カセットデッキ等の持ち込みは可能です。

⑤宗教活動

- ・特に制限はありません。信仰は自由です。ただし、共同生活に支障のない範囲とさせていただきます。また施設内の布教活動は原則禁止とさせていただきます。

⑥衣類の洗濯

- ・施設で実施いたしますが、短期間のご利用の場合や素材等で洗濯ができないものもあります。その際は、洗濯いたしませんのでご了承ください。

⑦宿泊

- ・ご家族様専用の宿泊施設はありませんが、ご本人様の心身状況などによっては居室に宿泊することも可能です。

2) その他留意事項

- ①利用者は、事業所の居室、共用部分及び敷地をその本来の用途に従って利用するものとします。
- ②利用者は、サービスの提供のため及び安全・衛生管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。ただし、その場合、事業者及びサービス従事者は利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- ③利用者は、自己の故意又は重大な過失により事業所の設備、備品を滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

8・利用料金について

1) 利用料金

- ①利用者は、事業者から介護保険給付対象の介護福祉サービスの提供を受けたときは、事業者に対しサービスの対価として[利用料金表]に定める利用単位毎の料金を基に計算された合計額を、短期入所生活介護の利用毎に払います。
- ②事業者は、料金合計額の請求書に明細を付して、翌月１０日前後にご請求させていただきます。
- ③利用者は、②の料金の合計額を請求後末日までに銀行振り込みにて支払います。
- ④事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは利用者に対し領収書を発行します。

⑤要支援・要介護認定前に利用する場合、自立（非該当）と判定された場合には利用料は全額利用者負担となります。また、認定された要支援・要介護度に応じて利用料の一部が利用者の負担となる場合があります。

⑥振込先口座

【振込先】

ゆうちょ銀行 能代支店

店番 8 6 8 ・ 記号 1 8 6 7 0 ・ 普通 2 2 8 7 7 0 3 1

NIJO グループ有限会社 代表取締役 佐藤社喜(サトウタカヨシ)

秋田銀行 能代支店

店番 2 1 1 ・ 普通 1 2 9 9 6 7 7

NIJO グループ有限会社 代表取締役 佐藤社喜(サトウタカヨシ)

青森みちのく銀行 能代支店

普通 2 6 1 6 0 7 1

NIJO グループ有限会社 代表取締役 佐藤社喜(サトウタカヨシ)

2) 料金の変更

- ①事業所は、利用者に対して1か月前までに文書で通知することにより、利用料および食費等の単価の変更（増額または減額）を申し入れることができます。
- ②利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく[利用料金表]を作成し、事業者と取り交わします。
- ③利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

9・担当者の変更

- ①担当者の変更について希望があった場合、担当介護支援専門員・施設長・ご本人様・ご家族様と話し合いのうえ、可能な限りご希望に沿う対応をいたします。

10・緊急、災害、事故の対応方法

- ①緊急、災害、事故等が発生している場合は、生命維持のため可能な限り、応急処置をとるとともに、医師に連絡を取る等必要な措置を講じるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

11・連携

- ①事業者は短期入所生活介護の提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- ②事業者は、この契約の内容が変更された場合またはこの契約が終了した場合は、介護支援専門員より依頼があれば、その内容を記した書面の写しを速やかに介護支援専門員に送付します。

③事業者は利用者及び利用者の家族及び一般の方等の依頼があれば事業計画及び財務内容を情報開示します。

1 2 ・ 重要事項の変更

①重要事項説明書に記載した内容に変更が生じることが予想される場合や変更された場合の通知について、書類を交付し口頭で説明し改めて同意をいただきます。

1 3 ・ 相談、要望、苦情等の窓口

①事業所に関する相談、苦情等はサービス提供者か下記窓口までお申し出下さい。

＜ショートステイ はまなす温泉 苦情相談窓口＞

担 当 ： 管理者 木村 真由子

連 絡 先 ： TEL 0 1 8 5 - 8 9 - 5 2 2 1 / FAX 0 1 8 5 - 8 9 - 5 2 2 5

受付時間 ： 1 0 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0 (月曜日～金曜日)

②その他、当事業所以外に市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

- 1) 能代市 能代市役所 長寿いきがい課 電話：0 1 8 5 - 8 9 - 2 1 5 8
- 2) 三種町 三種町役場 福祉課介護支援係 電話：0 1 8 5 - 8 5 - 2 2 4 7
- 3) 八峰町 八峰町役場 福祉保険課 電話：0 1 8 5 - 7 6 - 4 6 0 8
- 4) 藤里町 藤里町役場 町民生活課 電話：0 1 8 5 - 7 9 - 2 1 1 3
- 5) 国民健康保険団体連合会 電話：0 1 8 - 8 8 3 - 1 5 5 0

③アンケート調査や意見箱等の設置により利用者様の意見等を把握する取組をしております。

④福祉サービス第三者評価の実施はしていません。

【 附 則 】

この重要事項説明書は、平成23年11月 1日 より施行する。

この重要事項説明書は、平成24年 4月 1日 より一部内容を変更し施行する。

この重要事項説明書は、平成24年 8月 1日 より一部内容を変更し施行する。

この重要事項説明書は、平成24年10月 1日 より一部内容を変更し施行する。

この重要事項説明書は、平成24年12月 1日 より一部内容を変更し施行する。

この重要事項説明書は、平成25年 3月 1日 より一部内容を変更し施行する。

この重要事項説明書は、平成25年 4月10日 より一部内容を変更し施行する。

この重要事項説明書は、平成25年12月 1日 より一部内容を変更し施行する。

この重要事項説明書は、平成26年 4月 1日 より一部内容を変更し施行する。

この重要事項説明書は、平成26年 9月 1日 より一部内容を変更し施行する。

この重要事項説明書は、平成27年 4月 1日 より一部内容を変更し施行する。

この重要事項説明書は、平成27年 8月 1日 より一部内容を変更し施行する。

この重要事項説明書は、平成27年 8月15日 より一部内容を変更し施行する。

この重要事項説明書は、平成27年12月 1日 より一部内容を変更し施行する。

この重要事項説明書は、平成27年12月 1日 より一部内容を変更し施行する。

この重要事項説明書は、平成28年 3月16日 より一部内容を変更し施行する。

この重要事項説明書は、平成29年 4月15日 より一部内容を変更し施行する。

この重要事項説明書は、平成31年 2月 1日 より一部内容を変更し施行する。

この重要事項説明書は、令和3年 3月16日 より一部内容を変更し施行する。

この重要事項説明書は、平成5年10月29日 より一部内容を変更し施行する。

この重要事項説明書は、令和7年 2月 1日 より一部内容を変更し施行する。